

令和 2 年 第 2 回

千 早 赤 阪 村 定 例 会
会 議 録

令和 2 年 5 月 22 日 開会

1 日間

令和 2 年 5 月 22 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和2年第2回千早赤阪村議会定例会会議録

1. 招集年月日

令和2年5月22日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

4番 田村陽

5番 千福清英

6番 藤浦稔

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

7番 山形研介

2番 関口ほづみ

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 清水秀都

教育長 栗山和之

総務課長 日谷順彦

会計管理者兼
税・債権担当課長

北浦信行

人事財政課長 中野光二

地域戦略室長 赤阪秀樹

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 尾谷浩

健康福祉課
健康担当課長

観光・産業振興課長 菊井佳宏

施設整備課長 下休場健司

教育課長 森田洋文

特別定額給付金事業
推進チームリーダー 安井良之

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木朋子

主査 石橋成元

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第2号 令和元年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第4 報告第3号 令和元年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 2 4 号 専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 2 5 号 専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2 6 号 専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2 7 号 専決処分（千早赤阪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 1 0 議案第 2 8 号 専決処分（千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 1 1 議案第 2 9 号 専決処分（千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 1 2 議案第 3 0 号 専決処分（令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号））の承認を求めることについて
- 日程第 1 3 議案第 3 1 号 専決処分（令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号））の承認を求めることについて
- 日程第 1 4 議案第 3 2 号 専決処分（令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 3 号））の承認を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 3 3 号 専決処分（令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 4 号））の承認を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 3 4 号 千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 3 5 号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 議案第 3 6 号 千早赤阪村附属機関に関する条例の改正について
- 日程第 1 9 議案第 3 7 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 2 0 議案第 3 8 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第 2 1 議案第 3 9 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について
- 日程第 2 2 議案第 4 0 号 令和 2 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 5 号）

- 日程第 2 3 議案第 4 1 号 令和 2 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 2 4 議案第 4 2 号 令和 2 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 2 5 議案第 4 3 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこ
れに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議
について
- 日程第 2 6 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関す
る事項について
- 日程第 2 7 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 2 8 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事
務調査について
- 追加日程
- 日程第 1 報告第 4 号 令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰
越明許費繰越計算書について

午前10時00分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第2回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、5月20日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告いたします。

去る5月20日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、報告第2号、報告第3号、諮問第1号の後、議案第24号から議案第43号までの20議案でございます。

審議方法につきましては、報告第2号、報告第3号、諮問第1号、議案第24号から議案第43号を一議案ごとに本会議において審議することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日5月22日の1日間と決しておりますので、あわせて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番山形議員、2番関口議員を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5月22日の1日といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日5月22日の1日と決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第3、報告第2号令和元年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰

越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第2号は、令和元年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、小・中学校内ネットワーク整備委託事業や道路橋梁災害復旧事業に係る経費について翌年度へ繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、4月30日付で繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、御報告するものでございます。

内容は担当から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、報告第2号令和元年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

次のページをお開きください。

事業名旧千早小学校施設アスベスト調査業務につきましては、入札不調によりまして81万1,000円を全額繰り越すものでございます。

プレミアム付商品券事業につきましては、換金業務が4月にずれ込むため、907万5,000円のうち75万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

浄化槽設置整備事業補助金につきましては、年度間の整備基数を調整するため、398万1,000円のうち306万3,000円を繰り越すものでございます。

村道赤阪城跡線擁壁整備工事294万8,000円と村道御倉大峯線舗装工事388万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、作業員や資材の確保に時間を要したため、全額を繰り越すものでございます。

村道森屋桐山線拡幅工事につきましては、地元との調整に時間を要したため、1,426万3,000円のうち784万5,000円を繰り越すものでございます。

千早地区避難施設等測量調査委託料につきましては、関係する地権者との調整に時間を要したため、169万4,000円全額を繰り越すものでございます。

小学校費の校内ネットワーク整備委託1,368万円と中学校の校内ネットワーク整備委託711万5,000円につきましては、国の補正予算を受けた学校のICT環境を整備するため、全額を繰り越すものでございます。

引越し運搬業務につきましては、認定こども園開園後に小学校の引越し作業が生じるため、110万3,000円全額を繰り越すものでございます。

道路橋梁災害復旧事業につきましては、げんき保育園横の災害復旧現場におきまして湧

水がとまらないことから土質調査としゅんせつ工事を追加する必要が生じたため、3,035万8,000円全額を繰り越すものでございます。

なお、各事業の財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより報告第2号に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第2号令和元年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、報告第3号令和元年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第3号は、令和元年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、新庁舎建設事業では敷地隣接地関係者との調整に時間を要したこと、村道西峯学校線災害復旧工事では工事に湧水対策等の検討に時間を要したことにより、年度内に事業が完了することができなくなったため、翌年度へ繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、4月30日付で事故繰越し繰越計算書を調製したもので、御報告するものでございます。

内容につきましては担当から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、報告第3号令和元年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書につきまして御説明を申し上げます。

まず、総務費の新庁舎建築確認申請手数料46万円と新庁舎建設実施設計委託3,047万円につきましては、隣接地との調整に時間を要したため、翌年度へ繰り越すものでございます。

災害復旧費の平成30年災第501号西峯学校線災害復旧工事につきましては、工事の障害となる湧水が発生し、その対策等の検討に時間を要したため、5,380万2,100円のうち4,972万4,400円を繰り越すものでございます。

財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより報告第3号に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 総務費の庁舎関係ですけれども、未収の特定財源のうち、その他になっているのはどういうものなのか教えていただけますか。

○田中議長 赤阪室長。

○赤阪地域戦略室長 こちらのほうは、その他財源でございますけれども、基金のほうになります。

○田中議長 関口議員、いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第3号令和元年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 諮問第1号は、人権擁護委員の候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

現在委員をお願いしております西浦玲子委員が本年12月31日に任期満了となり、退任されます。西浦委員につきましては、平成17年10月から15年2カ月の間委員を務めていただいたことに対し、深く感謝するものでございます。

今回の推薦候補者は、森屋353番地の建石和則氏でございます。

経歴を申しますと、昭和52年4月から大阪市信用保証協会に勤務され、平成27年3月に退職されました。その後、再任用職員として勤務され、現在に至っております。

本村においては、平成12年千早赤阪村立中学校PTA副会長、翌年にはPTA会長を務められ、人格、見識が高く、広く社会の実情に応じ、人権擁護に理解のある方であり、人権擁護委員として適任者であると考え推薦するものでございます。どうぞよろしく願います。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより諮問第1号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は適任と認めることに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本件は適任と認めることに決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第24号専決処分(千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第24号は、令和2年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例等の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、所有者不明の土地に関する対応や未婚のひとり親に対する税制上の措置の見直しなど、所要の改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を北浦総務課税担当課長。

○北浦会計管理者兼税・債権担当課長 それでは、議案第24号千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例改正は、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、千早赤阪村税条例等について所要の改正を行うものでございます。

地方税法の主な改正点は、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡夫控除の見直しが行われ、婚姻歴や性別にかかわらず生計を同じとする子を有する単身者についてひとり親控除を適用することとされました。

また、所有者不明土地等に係る固定資産税課税の対応として、土地または家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において現に所有している者に対し必要な事項を申告させることができること、固定資産の所有者が明らかとならない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる等の改正がありました。

それでは、条例の主な改正点について新旧対照表により説明をいたします。

1ページをお開きください。

1ページ、第1条です。

第24条の改正は、個人の村民税の非課税の範囲について、寡夫——夫のほうです——を対象から除き、ひとり親を対象に追加します。

次に、第34条の2、所得控除でございます。

こちらは、寡婦（寡夫）控除額を寡婦控除額、ひとり親控除額に改正します。

4ページをごらんください。

第54条は、固定資産の納税義務者の規定です。

5ページをごらんください。

第5項を追加し、調査を尽くしても所有者が明らかとならない固定資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなして課税することができる規定を新設いたします。

8ページをお願いいたします。

第74条の3を新設し、現所有者の申告として課税台帳に所有者として登録がされている個人が死亡している場合に、現所有者に必要な事項を申告させることができることを規定します。

9ページをお願いします。

第94条は、たばこ税の課税標準です。

軽量の葉巻たばこの課税の紙巻きたばこへの換算について、重量換算から本数換算に改

正するもので、33ページにも改正がありますが、その改正と合わせて2段階で改正されるものです。

飛ばしまして、22ページ。

22ページからは、第2条となっております。

それでは、主な改正点、28ページをお開きください。

改正前の第48条第8項は、法人税の連結納税制度について、企業グループ全体を納税単位とする現行制度から企業グループ内の各法人を納税単位とするグループ通算制度への移行に伴い削除となります。

34ページをお願いします。

第3条は、寡夫控除等の規定削除に伴い、整合性を図るため、令和元年の条例改正の規定の削除です。

その他、地方税法改正による条項ずれに伴う改正をしております。

次に、附則ですが、第1条は施行期日、第2条から第7条は経過措置、第8条から第10条は元号の改正となっております。

以上、簡単でございますが、本条例改正の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 所有者不明地についてお聞きしたいんですけども、この場合、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができるっていうことなんですけども、使用者っていうのは具体的にどういった人物を想定されておられるのかお聞きいたします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税・債権担当課長 現在の課税台帳に使用者という記録は実際のところございません。使用者を所有者とみなす場合、事前にも調査を尽くすということで戸籍であったり住民票などの公簿の調査、それから現地の調査での関係者への聞き取りというような事前の調査をしてからの課税となります。その段階で事前にも通知いたしますので、課税に対しては慎重に確認していきたいと考えております。

法的に想定されるところを見ますと、例えば賃貸物件で大家さんが亡くなって引き続き今借りておられる方がいるというような場合であったり、相続放棄があった場合に相続放棄した者がそのまま居続けるというような状況が想定されているようです。

以上、お答えとさせていただきます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 例えば空き地になっていると。その空き地になっている所有者不明地に、例えば隣家の方が何か荷物を置いているとか、そういった状況でも使用者っていうふうにみなされ得るということなんですか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税・債権担当課長 個別の状況につきましては、状況を総合的に判断して課税することになると思いますので、今の状況ではっきりと課税すべき、できないというお答えは控えさせていただきたいと思います。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 わかりました。

じゃあ、続いてお聞きしたいんですけども、先ほど寡婦、寡夫控除、ここで寡婦は残って寡夫だけがひとり親に変わったということだと思んですけども、その寡婦が残ったっていうのはどのあたりに理由があるのか、説明をお願いしたいと思います。

○田中議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税・債権担当課長 寡夫控除については、基本的には生計を同じくする子がいるというのが前提となる控除になっておりますので、今回ひとり親という広い範囲の控除ができましたので、そこに包括されるということになります。

女性の寡婦控除もひとり親控除に含まれるんですけども、寡婦控除の中には独身の女性の寡婦控除がありますので、その分は寡婦控除として残るといような形になります。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 つまり、女性の場合は、お子さんがいるいないにかかわらず補助があるということという理解でよろしいんですね。男性の場合は、お子さんがいらっしやらないと控除の対象にはならないということですね。

○田中議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税・債権担当課長 もともと、女性の寡婦控除の中で単身の場合の寡婦控除と子どもがいる場合の寡婦控除と制度が若干違ったわけです。そこで、ひとり親のほうはひとり親控除に含まれる形で、子どものいない女性の寡婦控除が残るとい形になってます。

○田村議員 わかりました。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第24号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第24号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第25号専決処分（千早赤阪村税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第25号は、令和2年4月30日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、令和2年4月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、地方税法の条ずれのほか軽自動車税環境性能割の非課税期間の延長など、所要の改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願いいたします。

○田中議長 詳細説明を北浦総務課税担当課長。

○北浦会計管理者兼税・債権担当課長 それでは、議案第25号千早赤阪村税条例の一部

を改正する条例について御説明いたします。

この条例改正は、令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布施行されたため、千早赤阪村税条例について所要の改正を行うものでございます。

まず、今回の地方税法の改正の概要を御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の概要という資料をごらんください。

1、徴収猶予制度の特例では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少、具体的には前年度同月比20%以上があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できるものであります。

2、固定資産税では、二重丸の2つ目、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例の拡充として、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものであります。

3、自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長では、適用期間が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

4、その他では、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応やイベントを中止した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応となっております。

税条例の改正では、地方税法の改正により影響のある部分について改正しております。

税条例の主な改正点について新旧対照表により御説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条です。附則第10条の2の改正では、第27項を追加し、生産性向上のため設備投資を行う中小事業者に対する固定資産税の特例措置の対象に家屋及び構築物を加えるものです。

第15条の2は、軽自動車税環境性能割の非課税の規定について対象期間を令和3年3月31日まで延長するものです。

次の2ページをお願いします。

第24条の改正は、徴収猶予の特例措置に伴い、徴収猶予の手続のうち申請書の訂正、添付書類の訂正等の提出期限について既存の規定を準用するものです。

次に、第2条です。3ページをごらんください。

第25条は、払い戻し請求権を放棄した入場料金等について寄附金控除の対象とするものです。

第26条は、住宅ローン控除の特例として、適用期間を令和15年度から令和16年度に改正するものです。

附則として、施行期日は、第1条は公布の日、令和2年4月30日、第2条は令和3年1月1日からとするものです。

以上、簡単ではございますが、本条例改正の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第25号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第25号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第25号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第26号専決処分（千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第26号は、令和2年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税特別措置条例の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合、特別償却制度また

は税額控除制度の適用期限が令和2年3月31日から2年間延長されたことから、所要の改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認お願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を北浦総務課税担当課長。

○北浦会計管理者兼税・債権担当課長 それでは、議案第26号千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例改正は、令和2年度税制改正大綱で地方拠点強化税制の見直しから、地方活力向上地域において特定建物を取得した場合の適用期限が2年間延長されたことから改正するものです。

新旧対照表をごらんください。

第3条で、地域再生法に基づき地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者が計画に従って特定業務施設の設備投資をした場合の固定資産税の不均一課税を規定しております。その対象期間が、平成32年3月31日までとあるのを2年延長し、令和4年3月31日までとするものでございます。

附則として、施行期日は令和2年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、本条例改正の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第26号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第26号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第27号専決処分（千早赤阪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第27号は、令和2年3月27日付で専決処分いたしました千早赤阪村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、条例内に規定のある法律名の改正に伴うものです。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、千早赤阪村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

第6条でございますが、令和元年12月13日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に名称変更となることから所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第27号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第27号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第28号専決処分(千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第28号は、令和2年4月17日付で専決処分いたしました千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、令和元年12月に御議決いただきました千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について改正誤りがあったため、これを改めたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願いいたします。

○田中議長 詳細説明を森田教育課長。

○森田教育課長 それでは、新旧対照表をごらんください。

改正誤りが3点ございます。

まず、条例第13条第4項第3号イでございます。

改正前の下から4行目になります。(ア)となっている後ろ側、下線の括弧が不用でございました。削除をいたします。

次に、同じく一番下の(ウ)でございますが、括弧がないウが正しく、(ウ)の行を削除しまして、次のページをお願いします。ウとして、満3歳未満保育認定等子どもに対する食事の提供と同じ規定を追加いたします。

3点目でございますが、同条例第6項の1行目の下線部でございますが、改正前で「金銭の規定による」を「規定による金銭の」に文言を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日、専決処分をさせていただきました令和2年4月17日から施行し、さきに公布いたしております令和2年1月6日から適用するものでございます。

以上でございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 条例の改正だけ見てましたら、アやイや中身がちょっとわからないんですけども、要するに、3歳未満の子どもたちの食事代は国基準では無償化の対象外やけれども村は無償化しますよというのをこのとき村がやったと思うんですけども、そうしたことについてはもう全く変わらないかどうかを確認したいんです。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 本条例を昨年12月に改正させていただいておりまして、おっしゃるとおり、国基準では一部負担等々はございますけれども、村は独自に無償化ということで進めておりまして、内容には変わりございません。

以上でございます。

○関口議員 結構です。確認させていただきました。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第28号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第28号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第28号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第29号専決処分（千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第29号は、令和2年4月17日付で専決処分いたしました千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の一部改正について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、国内で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症対策について、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備するため、感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について令和2年4月17日付で大阪府後期高齢者広域連合の条例改正が専決処分されたことに伴い所要の改正を行ったものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第29号専決処分（千早赤阪村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて御説明いたします。

この条例改正は、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被用者に対し、傷病手当の支給について令和2年4月17日付で大阪府後期高齢者医療広域連合の条例改正が専決処分されたことに伴い傷病手当の支給に係る申請の提出の受け付けに関し、

村後期高齢者医療に関する条例の一部改正について同日付で専決処分させていただきました。

1 ページをごらんください。

本村において行う事務、第2条第8号に傷病手当の支給に係る申請の提出の受け付けを追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、本条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第29号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第30号専決処分（令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号））の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第30号は、令和2年4月1日付で専決処分いたしました令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、児童手当システム改修業務に係る経費や新型コロナウイルス感染症対策としてマスク購入費用を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 今回の新型コロナウイルス緊急支援パッケージについて説明していただきます。安井地域戦略課参事。

○安井特別定額給付金事業推進チームリーダー それでは、事前にお配りしておりますA4のカラー刷りのチラシ1枚物をごらんください。

こちらのコンセプトになるんですが、できるだけ早く、できるだけわかりやすく、簡単に読みやすくというのをキーワードに事業をまとめてみました。

今回、コロナウイルスの感染症の影響による所得の減少や生活困窮などいろいろとさまざまな原因に着目して、また国の交付制度を活用し、一部前倒しをしながら、総額でいうと約6億円を超えるような、村でできることや村でしかないことなど施策を今回まとめております。

下のところの黄色の部分、これが既に先行して実施したコロナウイルス感染症対策の一覧となっております。

第一弾から第四弾とありまして、感染症の予防対策のためのマスクの購入、さらに第二弾では保育施設への感染症予防備品補助、それから村民の皆様へのマスクの配布、それから第四弾では特別定額給付金などなどを、いずれの費用についても国の交付金制度を活用した形で事業を進めております。

今回、上のピンク色のところで囲った部分、こちらの緊急支援事業、これが第五弾として総額約1億円ということでまとめております。

今回6つのパッケージングに分けてまして、パッケージングの一つが給付金事業支援、それと2つ目が減額、減免支援、3つ目として事業者支援、4つ目として高齢者支援、それから5つ目として子育て支援、それと6つ目には村民の皆様、全村民を対応とした村民生活支援ということで、それぞれこれ全て総事業がまず40事業の事業を6つにまとめた形になってます。

この詳細版につきましては、5月中に全ての村内の御家庭にお配りさせていただきまして、できる限り御活用していただければというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 次に、詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、令和2年度の一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

10ページをごらんください。

総務費の住民情報系総務管轄経費につきましては、マイナンバーとの連携による標準レイアウトの変更に伴い、児童手当システムを改修するための経費でございます。

総務費の災害対策費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク6,000枚を購入するための経費でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

歳入でございます。

国庫補助金は、児童手当システム改修に係ります子ども・子育て支援事業費補助金66万円、繰入金は財政調整基金繰入金72万7,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 こちらの児童手当システムの変更で99万1,000円の増額ということなんですけれども、この児童手当システムの変更というのは具体的にどういった変更なのか教えていただけますでしょうか。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 児童手当システムの変更、システム改修でございますが、本議案で上げさせていただいておりますのは、マイナンバーの改正に伴いますものでございまして、本来でしたら児童手当の現況届を出していただく際に、健康保険の加入状況というのを調べさせていただくということで、社会保険等の保険証のコピーなどを提出していただいていたんですけども、今度マイナンバーと連携をすることによりまして住民の皆さんからそういった資料を提出していただくことなく加入状況を確認させていただくというものでございます。

以上でございます。

○田中議長 よろしいですか、田村議員。

○田村議員 結構です。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 先ほど、安井さんのほうから新型コロナウイルス緊急支援パッケージについ

ての説明がありましたので、これからずっとそれに関する議案が出てまいりますので、それに関連して質問させていただきたいと思います。

村は、非常に早い対応でマスクを配っていただきまして本当にありがたいと、当初みんな喜んでおりました、これはひとえに村長を初め副村長から職員の皆さんがずっと休日問わずやっていたことに村民の一人としても感謝する次第です。

それから、第二弾のマスクもおとついで我が家に届きました。その中にこれの写しも入っていたんですが、これは議会が終わったらまたみんなに配るということなんですが、これについてちょっと私、第二弾の村内感染者ゼロを守るためにということで一緒に同封されてたんですね。この村内感染発生ゼロを守るためにというのは、結果的に現在もゼロであるということは非常にありがたいことなんですけれども、このことに関して、私一人ではなく、この表現が非常に違和感といいますかストレスになってきたんですよね。確かに、村内は感染者ゼロやということでありありがたいことなんですが、実際に、じゃあ私が1号になったらどうしようという不安の声をたくさん聞いたんです。ほんで、実際にこれを配られたときに、ほかの方から、1号になったらもう嫌やわとか、ストレスになるっていうのがあったんです。数人そういう話をいたしました。このことに関して村長はメッセージを出されました。それについても、私はこの書き方は村民に対してストレスを与えるんじゃないかということはこの間行政にも言ってきたんですけれども、結果的に村内感染者ゼロになったことは非常にありがたいんですけれども、この表現については、村民また職員がどういう環境で感染するかわからない中で、ゼロを守るゼロを守るということは、私としては非常に違和感があったもんで村長にお伺いしたいんですけれども。

このゼロを守っていただくことはありがたいことなんです。ほんで、やっていただいたことにも、非常に早い手を打って、マスクも一番先にもらえたり、それから給付金10万円ももう私の家には届きましたし、そういうことは非常にありがたいんですけれども、この表現について、村民に、職員に、私たちにも、感染者を出したらあかんのやというそういう威圧を与えてほしくないなという思いなんですけれども。村長も頑張っていたら結果ではありますけれども、この表現について村民に対してはそういう思いがあるんじゃないかということをこの場をかりて訴えたいんですけれども、どうでしょうか。村長はどういうふうにお考えになってるのか、改めてお尋ねさせていただきたいと思います。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 私どもは、コロナウイルス感染症対策として、何しろできることを早くやりたい、特にマスクにつきましてはちょうどマスクがない時期でございましたし、それから特別給付金につきましても、同じ皆さんに手にとっていただけるなら一瞬でも早いほうが

いいのかなと、そういう思いから職員の皆さんとともにやらせていただきました。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 早い対応をしていただいたことは非常にありがたいと思っております。ゼロを守るためにというこれを見たときに、またこれかと思って、いっそ誰か1号の人が出てくれたら、あと2号、3号となっても気が楽やのになという思いは私一人ではありません。

それで、都道府県の中に、岩手県は感染者ゼロなんですけれども、岩手県の達増知事は感染未確認で居続けることは目標ではないと、感染者が出ないことは好ましいことではあるけれどもとした上で、陽性者にはお見舞いの言葉を贈ったり優しく接してあげてほしい、誰しも第1号になる可能性はあるんやということを、私たちでもです。これから第二弾、第三弾があつて、村長にもそういうことを発してほしいなという思いなんです。

今、意見を言わせてもらったことは、これまで村にやっていただいたことを非常に評価した上でのことなんです、村民も喜んでおられますし。そういう思いでこの点について、余りゼロゼロと言うのも、強調するが余り私が1号になったらどうしようという思いを少なからずみんな持つておられると思いますので、その点ぜひ今後の対応についても配慮いただきたいなということで意見を言わせてもらいました。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 僕も岩手県の達増知事のコメントを見てます。確かに、1号になったから別にそんな責めるもんじゃないですよということは知事がおっしゃってて。どういう言葉に住民がストレスを感じるかなんて人によって違うわけです。我々、出したらいかんと言ってるわけじゃなくって、出ないように住民も行政も一緒に頑張りましょう、こういうメッセージなんですよね、その真意は。ただ、それにストレスを感じておられるという方がおられるというのも事実だと思います。

新型インフルエンザ等の特別措置、いわゆる特措法の中にも第5条で基本的人権の尊重というのはやっぱりあるわけです。だから、なったから、あるいはいろんな対策をするに当たっては基本的人権ということに配慮しつつ行政もいろいろやいなさいよ、こういう公的なブレーキもあるわけですから。今後どうしていくかということについては、今議員がおっしゃった御意見については行政の中でも検討しながらやっていきたいと思っております。

○関口議員 ありがとうございます。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第30号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第31号専決処分(令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号))の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第31号は、令和2年4月13日付で専決処分いたしました令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク購入費用や認定こども園に対する感染予防備品購入補助経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

先ほど説明がありました、このカラー刷りの資料でございますが、第一弾が第1号補正、第二弾が第2号補正、第三弾が第3号補正、第四弾が第4号補正、第五弾が第5号補正ということで関連づいておりますので参考にごらんください。

10ページをお開きください。

歳出でございます。

民生費の教育・保育施設等経費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策としまして認定こども園への備品購入費を補助するものでございます。

消費の広域消防関係経費は、消防分署の非常用電源バッテリー交換経費でございます。

災害対策費は、マスク6万枚の購入経費とコールセンター用電話の設置経費でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

歳入でございますが、国庫補助金では保育対策総合支援事業費補助金、これは認定こども園への備品購入費補助50万円でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金438万9,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第31号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第31号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第32号専決処分(令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号))の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第32号は、令和2年4月15日付で専決処分いたしました令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、新型コロナウイルス感染症対策としてマスク購入費用や強風により村立中学校付近において発生した倒木対応経費の増額をするものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、一般会計補正予算(第3号)につきまして御説明を申し上げます。

10ページをごらんください。

土木費の道路維持経費でございますが、中学校下で倒木が発生したため、大型土のうを設置する経費でございます。

災害対策費は、マスク6万枚の追加購入経費と各家庭へ配布するための郵送料でございます。

教育費の学校維持管理経費は、中学校下での倒木によります樹木の撤去経費でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

歳入でございますが、財政調整基金702万円でございます。

なお、この後第5号で補正を行いますけれども、臨時交付金につきましては、これまでの専決処分を行っております第1号から第4号までの事業につきましても充当しますので、最終的に財源構成等で財政調整基金のほうは調整したいというふうに考えております。

す。

以上でございます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第32号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第32号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第32号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩に入ります。

11時20分から再開いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時21分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第33号専決処分（令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号））の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第33号は、令和2年4月27日付で専決処分いたしました令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第4号）について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として国が実施する特別定額給付金事業などの経費を増額したものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、一般会計補正（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

10ページをごらんください。

歳出でございますが、総務費の会計事務費につきましては特別定額給付金の振込手数料でございます。

住民情報系総務管轄経費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金のシステム改修費でございます。

選挙事務費は、投票所での感染防止対策に係る経費でございます。

民生費の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費は、児童手当に1万円を上乗せして支給するための経費でございます。

商工費の商工業振興費は、大阪府と共同で行う休業要請支援金でございます。

災害対策費は、外出自粛用の看板作成や子ども用マスクの購入経費、次のページでございますが、くすのきホールの駐車場を閉鎖したことに伴います監視員の委託料でございます。

特別定額給付金事業費につきましては、1人10万円を支給する特別定額給付金に係る経費でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

歳入でございますが、国庫補助金の総務費補助金は、特別定額給付金給付事業費補助金5億1,350万円と事務費569万6,000円でございます。

児童福祉費補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金706万1,000円でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金476万9,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 会計事務費の給付金の振り込みの手数料についてお聞きしたいんですけども、僕ははっきりこういうのは国のほうで振り込みの手続とかしていただけるのかなと思ったんですけど、市町村のほうでやらなければいけないということのようで、実際に給付金の振り込みの手続の作業というのはどういうふうに行われたのかお伺いできますでしょうか。

○田中議長 安井参事。

○安井特別定額給付金事業推進チームリーダー 特別定額給付金の主な事務の流れですが、簡単に言いますと、まず村のほうで、世帯主さん宛てが受給者になりますんで世帯主さん宛てに案内を送らせていただきまして申請書のほうを送って返ってきます。そして、まず内容の中身を審査しまして、その後正式の受け付け、それからその後台帳記入、それから会計システムへの入力、それから電算化した形で会計へ通常の負担金なりお支払いみたいな形でお渡しして、それから村民の方に給付という流れで、通常のお支払いの流れに乗せるような形で渡してますので、どうしても銀行振り込みがメインになってますんで、今回たまたま1件のみ窓口支払いということになっておりまして、全てが口座振り込みということになってましたんで、そちらのほうの振込手数料ということで計上してる次第でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 具体的なんですけど、ということは振り込み件数分の振り込み依頼票みたいなものを印刷して実際に金融機関に持ち込んだということですか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税・債権担当課長 実際の振り込み手続につきましては、指定金融機関のりそな銀行と伝送システム、パソコン上での入力するシステムを契約しておりますので、そちらのほうでのやりとりとなっております。

以上です。

○田村議員 わかりました。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 個人給付金については、先ほども言いましたけれども、非常に早い対応をしていただきましたことに村民も非常に喜んでおられることだと思います。

それで、近隣でも太子町なんかは20日に給付の申請の用紙を送るということを知って

おりました。うちの場合は、既にもう19日に振り込みされてきたんで、それだけの差があるということは非常に村民にとっては早くやっていただいたことで助かってるなということのを改めて御報告させていただいた上で、うちの村は意外とトラブルもなくやっておりますが、実際に村民から申請のあった人はどれぐらいで、あとどれぐらい残ってて、その方に対してはどういうふうにするのかお尋ねしたいと思います。

○田中議長 安井参事。

○安井特別定額給付金事業推進チームリーダー 5月21日時点になりますが、きのうの時点ですが、村から申請書を送付したのが2,286世帯に送っております。きのうの時点で申請世帯数が2,080になっておりまして、パーセンテージでいうとほぼ9割ぐらい、91%今申請をしていただいている、そういう状況でございます。

それとあと、この9割のうちの内訳になるんですが、郵送が1,830、それからあとオンラインが今問題になってますが、村のほうは18申請、あと持ち込みが今ふえてまして約230件ほどございます。

できる限りホームページを更新しながら周知活動を行っておりますが、まだ件数のほうが、受け付けが7月31日まで、5月1日からの3カ月間の受け付け期間になってますんで、あと3カ月ありますんで、まだ始まって2週間ほどになるんで、ちょっと様子を見ながらまた周知はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 あと残り200件ほど、7月31日までに申請されたいかと思えますけれども、職員さんが忙しい中にまたこれも目配りをしながらということでお世話をかけますが、どうぞよろしくお願いします。

それから次に、大阪府との振興費ですけれども、大阪府と市町村で半分を受け持つと、予算が725万円ありますけれども、もう申請しているところもたくさんあると思うんですが、村でどれぐらい今の段階で申請が来てるのか、その辺わかったら教えていただきたいと思えます。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 この件につきましては、大阪府のほうで申請受け付けのほうをやっております、ちょうど詳細が、2日ほど前に千早赤阪村の申請として大体6件程度申請があったというようなことで、それがまだ決定されたかどうか、事業所名とかというのは全くわからず、市町村ごとの集計で千早赤阪村が6件ほど登録があったということしか現在わかってないような状況でございました。

以上でございます。

○関口議員 ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第33号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第33号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、議案第34号千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第34号は、農業委員会等に関する法律により、委員の任命については村長が議会の同意を得て任命し、委員の任命に当たっては委員の過半数を認定農業者とすると定められております。ただし、認定農業者の数が少なく委員の任命において著しい困難を生ずることとなる場合は、委員の少なくとも4分の1以上を認定農業者とすることに

議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、議案第34号千早赤阪村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつきまして同意を求めることについて御説明申し上げます。

農業委員会の委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律により、原則認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならぬとされております。しかしながら、本村の場合は認定農業者等が少ないことから、委員の過半数とすると農業委員の任命が著しく困難なため、農業委員会等に関する法律第8条第5号のただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の除外規定により、認定農業者等またこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、前回の農業委員会、3年前でございますが、その当時の任命も同様に議会の同意を得ております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

井上議員。

○井上議員 4分の1以上とすることについて同意を求めるということで、お聞きしたところ任期が3年っていうことで前回も3年前に同じようなことをされたということなんですけど、こういう状態ってというのは何年前ぐらいからこういう状態になってたんでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 農業委員会の任命方法というのは、前回からこういう規定になった関係でございますので、それまでは農業委員会の選出方法は選挙によるような形でやっておりましたが、前回の3年前からこういう体制になりましたので、前回と今回、2回目ということでございます。

以上でございます。

○井上議員 わかりました。ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第34号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、議案第35号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第35号は、農業委員会委員の任命についてでございます。

本議案は、令和2年7月19日をもって任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、議案第35号農業委員会委員の任命につきまして

御説明申し上げます。

農業委員会の委員につきましては、農業委員会等に関する法律により、市町村長が議会の同意を得て任命することになっております。現在の農業委員の任期が令和2年7月19日で任期満了となるため、農業委員会等に関する法律に従いまして令和2年2月14日から3月12日までの間、約1カ月間市のホームページそして広報紙のほうで推薦及び一般公募の募集を行いました。その結果、定員14人のところ、推薦13件、応募1件がありました。その後、農業委員会委員候補者評価委員会を開催しまして、候補者全員を農業委員会委員として適切であると報告を受けましたので、今回議会の同意を求めるものでございます。

今回、任命の同意を求める者につきましては、議案書のほうに記載しております仲野清秀氏など14名でございますが、先ほど議案第34号で認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることに同意いただきましたが、現在これらに該当する委員の方は、仲野さん、そして菊井さん、そして次のページの奥田さん、西野さん、谷さんの5名になっております。そして、今回新たに新規で任命する方につきましては、1ページの菊井さん、石田さん、そして次のページの奥田さん、阪上さん、そして次のページの田近さんになっております。

なお、任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となっております。

以上、御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 こちらは、先ほどホームページなどで推薦と一般公募の募集ということだったんですけども、今検索してみたところ該当するページっていうのは見つからなかったんですけども、それはどういった理由、なぜ見つからないのでしょうか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 当初2月14日から載せておりましたけど、一応もう応募は締め切ったということで、その募集のページについては削除させてもらったような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 今回の件にかかわらず、期限が終わったのでホームページから削除されるっていうパターンが結構多いと思うんですけど、そういうのっていうのは割と比較的普通の

ことなんですかね。というのは、後からどうなのかなって確認しようと思っても、もはやさかのぼれなくなるんですけど。その点についてお考えをお伺いしたいんですけど。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 確かにおっしゃるように、期限が過ぎてるのに載ってるような場合もまれにありますし、今回の農業委員会のほうにつきましては期限が済んでるんで、あとホームページのほうで公表等もさせてもらいましたけど、そういうものも期限が済んだ段階でそういったものは削除させてもらいました。ただ、先生おっしゃるとおり、場合によってうちの課内でもいろんなパターンがあるのは事実でございますので、その辺についてはまた課内そしてまたホームページの担当課とかと一度協議のほうはさせてもらいたいなと考えております。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 期限が来ました、もう確認できなくなるというのは、ちょっとどうなのかなと思う部分もありますので、また御検討いただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 結構です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回、14名のうち前回から継続されている方が9名だと思うんですけども、そのほかの5名の方はこの時点で辞退されたのか。新しい制度になってまだ1期目ですよね。そんな中で、今回は継続されていない方5名については個人的な理由でもう辞退されての上なのか、その辺わかりましたら、どういう経過で推薦は前回の9名になったのか、プラス3名は推薦されたことだと思うんですけども、その辺の経過を教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 これにつきましては3年任期でございまして、今回任期が切れるということで、結果的に言えば今回の推薦団体につきましては各地区から出てる方ばかりでございまして、地区のほうからの推薦によって村のほうも審査しておりますので、各地区でどなたが推薦で出てくるかというようなことについては各地区の事情によるような状況でございますし、そしてまた公募のほうでも1名の方でしたので、結果的には定員どおりというような形になっておりますので、誰を推薦してくるかにつきましては各地区の事情によるかなというような形で把握しております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 農業委員さんを推薦するに当たりまして、推薦委員会が、後でまた出てきますけれども、そういうので候補者が出てくるかと思えます。今回は、推薦が13名と1名の公募で定数14名でおさまりましたけれども、これまでは公職選挙法によって、村では選挙にはなったことはないのかなと思えますが、もしも定数をオーバーした場合はどうなるのかお尋ねしたいと思えます。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 そういった場合につきましては、点数制っていうことになりまして、今回も一応定員どおりでございましたけど、評価のほうはしております、その中のいわゆる評価区分ということで、農業委員の経験年数とかあと地域での実行組合長さんとかいろんなそういう活動をやってるやってないとか、そしてあとは耕作面積でございますね、そしてあと就農年数、そういったものの項目がありますので、それを点数化させてもらって最終的には超えた場合はその点数どおりで、またこちらの村のほうで決定しまして議会のほうに提案させてもらうような状況になるかなと考えております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第36号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第36号は、千早赤阪村附属機関に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、村が設置する執行機関の附属機関に千早赤阪村農業振興地域整備促進協議会を追加するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、議案第36号千早赤阪村附属機関に関する条例の改正につきまして御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正は、千早赤阪村農業振興地域整備計画の変更を行うため、千早赤阪村農業振興地域整備促進協議会を設置することにより、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

村長の附属機関の千早赤阪村いじめ問題再調査委員会の次に千早赤阪村農業振興地域整備促進協議会を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今回、附属機関を設置するに当たって農業振興地域整備計画を変更するということですが、これは何年間に1回か、そういう計画があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

それで、この委員の人数ですね、何人を予定しているのかお尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 今回、農業振興地域整備計画につきましては、前回平成25年5月に改正のほうをしておりまして、今回それについてのまた改正ということを昨年度から実施のほうはさせてもらってます。そして、今年度計画案、素案なりがまとまってくるので、この協議会のほうでいろいろ審議等を賜りたいと考えております。

委員につきましては、一応4人を考えておりまして、今年度3回をする予定で予算のほうは計上しているような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 前回、整備計画を変更したのが平成25年って、そのときもこの附属機関はつくってたんでしょうか。そうであったとしたら、毎回こうして条例を改正して作り直すなあかんのか、その辺の経過を教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 前は25年なんですけど、当時は協議会のほうはこういう委員のほうを設置しておりましてんですけど、附属機関ではなく毎年のようにあるものではないんでということで、前は謝礼というような形で支払いのほうは委員会を開催して払ってたんですけど、今後そういうふうにはやはり報酬というような形できちりさせてもらいまして、今回附属機関を新たに設置のほうをさせてもらったというような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 そしたら、今回改めてこの附属機関を設置したということで。

先ほどの農業委員会のあれを見ましたら、農地利用最適化推進委員っていうのも農業委員さんのほかに3名おられるんですけども、そうした方でやれる中身なのかなと思ってたんですけども、この農業委員さんの、さっき可決しました14名とそれから今私が申し上げました農業委員の中に農地利用最適化推進委員というのがありますがその違いと、今回改めて農業振興地域の整備計画の変更のためにつくりました協議会の関連性はどうか、全く別物でそれぞれでやるものなのか教えていただきたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井観光・産業振興課長 まず、今回の附属機関のほうなんですけど、その設置委員としましては、今のところ農業委員会の会長さん、そしてまた森林組合の関係者、そして村の実行組合長さんなどを考えておまして、先ほどの農業委員会とか最適化委員とはまた、農業委員会の会長さんなりがやってくれますけど、それとは別の組織になるような形でございます。

そして、先ほど農地利用の最適化推進委員ということで先生のほうから質問されました件なんですけど、この方につきましても農業委員会と同じように改選のほうはさせていただきます。ただ、この最適化委員さんにつきましては、農業委員会が委嘱するという事になっておりますので、村長の委嘱なり議会の同意とかというのではなく、農業委員会のほうでまた今度新たに3名の方を委嘱するような手続で今段取りのほうをやっている状況でございます。

以上でございます。

○関口議員 ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第36号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第36号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、議案第37号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第37号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国内で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症対策について、さらなる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であることから、感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について村国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第37号千早赤阪村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例改正は、国の新型コロナウイルス感染症の感染に関する緊急対応施策第二弾で国民健康保険及び後期高齢者医療において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給費全額について国が特例的な財政支援を行うことが盛り込まれました。厚生労働省のほうからも支給について検討するよう要請がございました。

国民健康保険制度における傷病手当の支給は、任意給付として市町村の条例の定めるところにより行うことができることから、感染症拡大の予防の観点から傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、関連の内容について御説明いたします。

傷病手当金の支給内容、給与との調整について定める条文を追加いたします。

内容は、国の財政支援の対象範囲内と同一といたします。

なお、時限的な措置であるため、本則ではなく附則内に追加いたします。

1ページをお願いいたします。

第8条は、傷病手当金の対象者、支給対象となる日数、支給額、支給期間について規定

しています。対象者は、利用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり、感染が疑われる者です。支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定した日となります。1日当たりの支給額は、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の額とします。

2ページをお願いします。

支給期間は、最長1年6カ月です。

第9条は、傷病手当と給与等について規定しています。

感染または疑われる場合でも、給与の全部または一部を受けることができる場合は傷病手当を支給しません。ただし、受けることができる額が第8条2項の計算により少ない場合は差額を支給します。

附則として、この条例は公布の日から施行し、適用期間は令和2年1月1日から規則で定める9月30日の間といたします。

以上、本条例の改正の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 確認なんですけれども、対象者が国民健康保険に加入している被用者ってことで、ということは、つまり個人事業主はこの傷病手当金には含まれないということでしょうか。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 お見込みのとおりでございます。社会保険等につきましては傷病手当金は全体的な必要要件となっております。しかし、国民健康保険、後期高齢者のほうでは任意給付となっておりますので、今回条例の定めにより給付するというところでございました。

○田中議長 田村議員、どうですか。

田村議員。

○田村議員 つまり、個人事業主というのはここには含まれないってことでよろしいと。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 そのとおりでございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 わかりました。ありがとうございます。

あともう一点なんですけど、発熱等の症状があり感染が疑われるという、これに関して、例えば医療機関での診断書等が必要になってくるのであれば、なかなか1月1日にさかのぼってっていうのは逆に難しいのかな、特に自粛の場合、熱があるので例えば1週間もしくは2週間とか自宅待機してましたっていう場合はもしかしたら診断書がない場合というものもあるのかなと思うんですけども、その点についてはどのようになってるんでしょうか。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 実際、コロナウイルスに感染したという方はやはり入院等が必要かと思えますんで病院のほうにもかかっておられると思えますんで、医療機関の証明書、それが必要になるのかなと。ただ、体調を崩して熱が出たということでコロナウイルスに感染したんじゃないかと疑われる場合、その場合について仕事を休んだっていうときには会社のほうの証明書によって支給の対象ですよっていうふうにしております。

以上です。

○田村議員 わかりました。ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第37号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩を行います。

13時00分再開いたします。13時00分です。

午後0時04分 休憩

午後0時58分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第20、議案第38号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第38号は、千早赤阪村介護保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正され、令和2年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、村民税非課税世帯における介護保険料軽減措置に関する所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第38号千早赤阪村介護保険条例の改正につきまして御説明をいたします。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部が改正されまして、本年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴いまして本村の介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表のほうをごらんください。

昨年10月に行われた消費税10%への引き上げにあわせまして低所得者の介護保険料のさらなる軽減が実施されたことに伴い、第1段階から第3段階に属する低所得者に対する保険料率の軽減を完全実施するもので、具体的には新旧対照表第2条第3項の現行第1段階3万4,870円の保険料を2万6,150円に減額しているものをさらに減額し2万920円に改め、第2条第4項及び第5項の現行第2段階4万2,510円を3万4,

870円に改め、第3段階5万5500円を4万8,810円とするものでございます。

簡単ではございますが、説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 これの対象者といえますか、何人ほどおられますか。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 軽減の対象者でございますが、第1段階から第3段階の方が対象になります。第1段階が317名、第2段階が166名、第3段階が149名で合計632人の方に軽減が行われるということになります。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第38号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、議案第39号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第39号は、千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、最近における社会情勢に鑑み、消防団員等の処遇の改善を図る観点から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、補償基礎額の引き上げなどでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を日谷総務課長。

○日谷総務課長 それでは、議案第39号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について御説明いたします。

本議案は、消防団員等の処遇の改善を図る観点から、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、本年4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。

まず、1ページの第5条第2項第2号でございます。

消防作業従事者、救急業務協力者などが消防作業などに従事したことにより死亡、負傷などした場合の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げるものでございます。

次に、2ページの附則第3条の4及び3ページの附則第4条でございます。

これは、障害補償年金前払い一時金及び遺族補償年金前払い一時金について障害補償年金前払い一時金などが支給された場合における障害補償年金前払い一時金などの支給停止期間などの算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改正するものでございます。

次に、4ページの補償基礎額表については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により別表のとおり改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する  
ものでございます。第2項におきましては経過措置でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決する  
ことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては本会議で議決す  
ることに決しました。

これより議案第39号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第22、議案第40号令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第
5号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第40号は、令和2年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）につい
てでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2,533万4,000円を追加いたしまして、予算総額
41億1,151万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、4月1日付人事異動に伴う人件費や地方創生臨時交付金により実施する新型コロナウイルス対策関連経費等の補正でございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。

まず、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正でございますが、新庁舎建設事業の実施設計の変更によりまして発注時期がずれ込むことから限度額を変更するものでございます。

次に、10ページをごらんください。

歳出でございますが、各科目の職員人件費の補正につきましては、人事異動によります予算の組み替えでございますので、説明のほうを省略させていただきます。

人事管理費は、緊急雇用対策として雇用いたします会計年度任用職員に係る経費でございます。

総務費の新庁舎建設関係経費は、実施設計の変更による増額と発注時期がおくれることから年度間の予算配分を変更するための減額でございます。

次に、住民情報系総務管轄経費と住民情報系住民処理委託費につきましては、マイナンバーカードの利用に係ります住民基本台帳システムの改修経費でございます。

民生費のプレミアム付商品券関係経費は、事業完了による返還金でございます。

次に、17ページをお開きください。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業費につきましては、児童手当に村独自で1万円を上乗せ支給する経費や図書カードの配布に係る経費でございます。

次のページをお願いいたします。

健康増進法関連保健事業経費は、外出自粛による健康維持のため、75歳以上の方に健康グッズを支給するための経費でございます。

母子保健事業経費は、妊婦さんへの支援として1人2万円を支給するための経費でございます。

水道料金軽減事業費は、水道の基本料金を半年間減免するための経費でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

消防費の災害対策費につきましては、今後備えたマスクの購入や感染予防対策備品の購入経費でございます。

教育費の教育指導費は、学校の臨時休校に伴います学習支援事業として、支援員への謝礼や教材の購入経費でございます。

教育振興費は、学校給食費を3カ月間無償にするための経費でございます。

小学校費の一般管理経費は、感染予防のため空気清浄器や図書室の蔵書を強化するための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

中学校費の学校維持管理経費は、空気清浄器や図書室の蔵書を強化するための経費でございます。

社会教育事務費は、学童施設の空気清浄器購入経費でございます。

図書室運営経費は、くすのきホール図書室の蔵書を強化するための購入費でございます。

予備費につきましては、今後の不測の事態に備え補正をするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫負担金は低所得者保険料軽減負担金144万6,000円、国庫補助金はマイナンバーカードの利用に係るシステム改修補助金711万6,000円と新型コロナウイルス感染症対策のための地方創生臨時交付金6,016万8,000円、マイナポイント利用環境整備事業補助金116万7,000円でございます。

府負担金は、低所得者保険料軽減負担金72万3,000円でございます。

繰入金では、財政調整基金656万5,000円と公共施設等整備基金繰入金を5,189万4,000円減額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 コロナ対策として会計年度職員の採用は数名の予定でしたが、これもきょうの議会が終わってから具体的になるかと思いますが、どういうふうを考えておられるのか、細かいことがわかったら教えてください。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 予算上は募集人数で5人の募集を予定いたしております、令和3年3月31日までの期間といたしております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

関口議員。

○関口議員 これも公募というか、そういう周知もされるということですね。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 報道提供、既に産経新聞さんのほうでは掲載をさせていただいておりました、今現状予算がありますのでホームページのほうにも前もって掲載のほうはさせていただきます。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 新型コロナウイルスの対策ということで、最近ニュースとかで話題になっているんですけど、もしこの期間中に災害とか起こった場合に避難所とかの対策っていうのはどういうふうに考えておられるか教えていただきたいと思います。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 今、議員御指摘のとおり、この状況の中でこれから台風のシーズンとかに入ってきますので、当然そういった避難所を開設するということが多くなってこようかと思えます。今、コロナもこういう状況ですので、当然そういったところの感染対策が必要かなと。今回、消防費の中でも予算を計上させていただいているとおり、備蓄としてマスクを備蓄するとかあるいは赤外線体温計というものを整備したり、いろいろ必要な部分を整備していこうかなというふうには考えております。

当然、避難所もいろんな考え方があろうかと思えますけども、今特に主に6カ所避難所がある中で、主にあけてるところが、くすのきホール、B&G海洋センター、千早小吹台小学校というのが主な箇所数になってるんですけども、そういったところを、例えばさらにまた分散してあけるとか、あるいはあけたときに感染者等が発生したときの個室の対応とか、そういったところは一定取りまとめて、早急にガイドラインといいますか、そういったマニュアルをつくって検討していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○田中議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

大変お忙しい中、いろいろなことをされながらとは思いますが、どうかよろしく願います。

以上です。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 先日、緊急事態宣言が解除ということで、今後、現在休業している小学校、中学校がまた再開という形になっていくと思うんですけども、まだ検討中の部分が多いかなとは思いますが、現状でどういうふうな予定で考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 昨日、大阪府の教育庁のほうから通知がございまして、現状の5月中の臨時休業というのはまず継続ということで通知がございました。実際には6月1日から学校を再開する、ただしクラス20名程度の教室での授業ということで指示が出ております。それとあと、6月の中旬、15日からは一クラス40人の授業を再開して、15日からは中学校の部活動等も再開をするということで通知をいただいております。

簡単ですが、以上です。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 予定よりも授業実施期間が短くなるわけで、それを取り返すというか、その分をどういうふうな形で補っていくのかというのを伺います。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 長期の休業で、学校のほうは非常に授業時数が足りないということで、まずは夏休みの短縮を考えております。それとあと、授業も通常であれば5限目、6限目で終わるんですけども、通常再開された場合に時間を一定1時間当たりの短縮を行いながら7時限目までの授業をしたいというふうに今現在考えております。それで何とか足りない、これまでの授業時数の補填ということで対応してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○田村議員 わかりました。

○田中議長 どうですか、ないですか。

○田村議員 結構です。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第40号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第23、議案第41号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第41号は、令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ10万円を追加いたしまして、予算総額を8億9,541万5,000円とするものでございます。

内容でございますが、国内で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大防止策として、感染した被用者に対して支給する傷病手当金について増額補正するものなどがございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 議案第41号令和2年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたします。

歳入歳出事項別明細書の3、歳出より御説明いたします。

議案書10ページをお開きください。

歳出でございます。

2 款保険給付費、7 項傷病手当金、1 目傷病手当金、補正額9万円の増で、財源内訳は府支出金10万円です。

これは、先ほど議案第37号国民健康保険条例改正で御説明させていただきました傷病手当金2名分を見込んでおります。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款国民健康保険料、1 項国民健康保険料、1 目一般被保険者国民健康保険料、補正額1,542万5,000円の減で、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、国民健康保険に加入されている全世帯の経済的な影響を軽減するため、医療分保険料1人当たり年間平均1万円を特例的に減額するものでございます。

4 款府支出金、1 項府補助金、2 目保険給付費等交付金、補正額10万円の増で、傷病手当金に係る特別調整交付金です。

6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額1,542万5,000円の増で、保険料の減額による基金充当分でございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 説明がありまして、緊急支援パッケージの中で国保料については全世帯に1人当たり約1万円の減額と、あわせて所得が減ったところの保険料の減免の2つが含まれてると思うんですけども、それはこのページ2ページの国民健康保険料の1,542万5,000円のマイナスの中に含まれてるかと思うんですが、保険料の特例減額が幾らで、それと所得が減ったところへの減額がどれだけになってるのか、それも含まれてることですね。その辺をお伺ひします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 今御質問いただきました2ページの国民健康保険料の補正額1,542万5,000円につきましては、この基本パッケージのほうの国民健康保険料の特例軽減、これに当たります。それで、議員が今おっしゃっていただいております国民健康保険料の減免というのは、この補正予算には金額としては上げさせていただいておりません。ただ、コロナウイルスの感染症に伴いまして、国保に加入している方がコロナウイルスで死

亡したり収入が減ったということがありましたら保険料を減免するという規定を設けまして軽減のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 ありがとうございます。

私たち議会としても収入が減ったところへの減免をぜひお願いしたいということで、5月4日に議員全員でそういうこともお願いしたんですけれども、それはパッケージの中には入ってますけれども、この予算には入ってないけれども予定としてはそれはやっていたということによろしいですね。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 お見込みのとおりでございまして、国のほうからのコロナウイルスの感染症に関して収入が減少した方につきましては減免するよというふうな通知もいただいておりますので、減免のほうはさせていただきます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 私たち議員が全員でお願いしたことについてもやっていたいただきましたので、本当にありがとうございます。

それで、この特例減額については1年間のみということですが、現在被保険者数が何人と、これは基金でやるということですが、30年度決算では1億4,200万円ありましたが、それで賄うということによろしいか、被保険者数とそれから基金の残を教えてください。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 被保険者数ですけれども現在1,579人、基金の残高につきましては約1億4,000万円でございます。

それと、この保険料の減額に関する充当といたしまして基金を使うということでございます。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第41号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第41号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第41号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第24、議案第42号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第42号は、令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加いたしまして、予算総額を6億6,436万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、昨年10月の消費税引き上げにより、低所得者保険料のさらなる軽減強化を伴う財源の組み替え及び交通事故による第三者行為求償事務に係る費用を増額するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 それでは、議案第42号令和2年度千早赤阪村介護保険特別会計補

正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

事項別明細書により御説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、連合会負担金の負担金補助及び交付金の2万8,000円の増額で、第三者行為求償事務負担金でございます。財源につきましては一般財源となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

先ほど議案第38号により御議決いただきました条例改正の内容をこの予算に反映させているものでございます。先ほども御説明させていただきましたとおり、介護保険法の施行令及び各種政令の改正が施行されまして、本年4月1日から本村も低所得者の介護保険料のさらなる軽減分としまして1号被保険者の保険料を289万3,000円減額するものでございます。

また、低所得者保険料軽減繰入金と同額を増額し、その他一般会計繰入金を2万8,000円を増額するものでございます。

説明につきましては以上です。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第42号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第42号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第42号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第25、議案第43号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第43号は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに大阪広域水道企業団規約を変更するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 それでは、議案第43号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について御説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

規約変更につきましては、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するもので、現在の9団体にこの4団体を追加しまして13団体となるものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日から施行するもので、令和6年4月1日に能勢町を加えた14団体となるものでございます。よろしく御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第43号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、報告第4号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを日程に追加し、追加議事日程第1とし、直ちに議題といたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、報告第4号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを日程に追加し、追加議事日程第1とし、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○田中議長 追加議事日程第1、報告第4号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第4号は、令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、金剛山ロープウェイPFI事業導入可能性調査業務に係る経費について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、4月30日付において繰越明許

繰越計算書を調製いたしましたので、御報告するものでございます。

内容につきましては担当から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○田中議長 詳細説明を菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、報告第4号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

観光事業費、索道事業費、事業名金剛山ロープウェイPFI事業導入可能性調査業務847万円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。繰越理由でございますが、本業務の遂行には市場調査の実施など、相応の時間を要するため、令和元年12月議会で補正予算と合わせまして繰越明許費補正を計上したものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 これより報告第4号に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第4号令和元年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願ひます。

~~~~~

○田中議長 議事日程第26、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の井上委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第27、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の藤浦委員長から閉会中に所管事務の調査を

行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第28、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 平成16年から私は村長を務めさせていただきまして4期目、きょうは最終議会となりました。本日も皆さんの御協力により、無事閉会を迎えることになり心から感謝しております。

今、日本中があるいは世界中が新型コロナウイルスの感染予防で大騒ぎでございます。5月20日現在では、全世界で480万人が感染、32万人の死者が出ております。また、一番感染者の多いアメリカは、151万人で9万人が死亡というところでございます。ところが、本日の日経新聞を見ておりますと、シンガポールでは2万9,000人で死者が12人、またカタールでは3万7,000人で16人の死者しか出ていないと。新型コロナウイルスは、暖かい地域では重症化しないようでございますので、したがって非常にこれから暑い夏に向かう日本では、うまくいけば鎮静化するのかなと念じております。

コロナウイルスは、うちの村では感染者が出ませんでした。これは、議員先生初め職員、住民皆さんが協力していただいたおかげと心から感謝しております。ところが、今私が一番心配いたしますのは、国民1人当たり10万円の交付金が12兆円あるいはコロナ感染対策費用、コロナによる経済界の下支えなどで国の補正予算が120兆円ないし11

0兆円が必要と言われているところをごさいますて、国の年間予算を上回る補正予算により、国債発行額は1,300兆円を超えるということになり、地方交付税あるいは各種交付金などの影響が私どもの村にも来ないかなど、私は非常に心配しております。早く終息して日本の経済が正常になってほしいのが私の願いでございます。

来月には、村長選挙がございます。この千早赤阪村が非常に財政的にも安定しておりますし、職員も非常に素晴らしい職員がそろっております。特に、今回のコロナ対策を見ましても非常に私は職員の皆さんの働きに感謝しているところでございます。この状況で、これからも千早赤阪村が荒波にきっちり備えることのできる財政及び職員をぜひつくり上げて後世に残していきたいという思いから、私も今村長選挙に立候補するというところで選挙運動を始めております。いい千早赤阪村をつくるために私も精いっぱい頑張りますので、ぜひどうぞ皆様にもよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが私の挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和2年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも皆さん長時間御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後1時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 田 中 博 治

議 員 山 形 研 介

議 員 関 口 ほづみ